

香川県条例第7号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年香川県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上1年以下の期間、給料の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年香川県条例第5号）第7条第1項から第3項まで及び第5項の規定による報酬の額）の5分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上1年以下の期間、給料の月額の5分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。</p>

(職員の分限に関する手續及び効果等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する手續及び効果等に関する条例（昭和26年香川県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休職の効果)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第6条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。</p> <p>2・3 略</p>

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）又は公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）の適用を受ける職員をいう。

(2)～(10) 略

2 この条例において「何級の職務」という場合には、職員の給与に関する条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表による当該級の職務（行政職給料表の適用を受けない者については、任命権者が知事と協議して定めるこれに相当する職務）をいうものとする。

(香川県職員退職手当条例の一部改正)

第4条 香川県職員退職手当条例（昭和29年香川県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(適用範囲) 第2条 略	(適用範囲) 第2条 この条例による退職手当は、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会及び海区漁業調整委員会の事務部局に勤務する職員、警察職員並びに県立学校職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に掲げる職員（兼務のものを除く。）で常時勤務に服することを要するもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。
2 職員及び地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いで12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているも	

のは、職員とみなして、この条例（第4条にあっては11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除き、第4条の2にあっては公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、同法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例の一部改正）

第5条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 地方公務員法<u>第22条</u>に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>（4）～（6） 略</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 地方公務員法<u>第22条第1項</u>に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>（4）～（6） 略</p>

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第6条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 略</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>（ア） 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>（イ） その養育する子（法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 略</p> <p>（1）・（2） 略</p>

(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)
までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

- (ウ) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員
- イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）
ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 略

(法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日ににおいて当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤

(法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 略

務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

(法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようと

する場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

(最初の育児休業が既にした育児休業から除かれる期間)

第2条の5 略

(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 略

(1)～(6) 略

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第6条 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。）第14条の5第1項、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。）第24条の3第1項又は会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年香川県条例第5号）第5条第1項若しくは第14条第1項に規定するそれぞれの基準日（以下「基準日」という。）に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(最初の育児休業が既にした育児休業から除かれる期間)

第2条の3 略

(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) 略

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第6条 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。）第14条の5第1項又は公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。）第24条の3第1項に規定するそれぞれの基準日（以下「基準日」という。）に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

る。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第7条 育児休業をした職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(部分休業をすることができない職員)

第22条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児短時間勤務職員等

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上ある非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

(部分休業の承認)

第23条 部分休業の承認は、勤務時間条例第9条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 略

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（人事委員会規則で定める非常勤職員にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から人事委員会規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第7条 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第7条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(部分休業をすることができない職員)

第22条 法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務職員等とする。

(部分休業の承認)

第23条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 略

(臨時の任用職員等の勤務時間、休暇等)

第22条 略

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する事項については、その職務の特殊性等を考慮し、人事委員会に協議して、任命権者が別に定める。

(臨時の任用職員の勤務時間、休暇等)

第22条 臨時に任用された職員の勤務時間、休暇等に関する事項については、人事委員会に協議して、任命権者が別に定める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第8条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(臨時の任用職員等の勤務時間、休暇等)</p> <p>第23条 略</p> <p><u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する事項については、その職務の特殊性等を考慮し、人事委員会に協議して、任命権者が別に定める。</u></p>	<p>(臨時の任用職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第23条 臨時に任用された職員の勤務時間、休暇等に関する事項については、人事委員会に協議して、任命権者が別に定める。</p>

(香川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第9条 香川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(任命権者の報告)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定により任命権者が報告すべき事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員（臨時に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び<u>同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。</u>。）を除く。以下同じ。）の任用の状況</p> <p>(2)～(10) 略</p>	<p>(任命権者の報告)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定により任命権者が報告すべき事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員（臨時に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）の任用の状況</p> <p>(2)～(10) 略</p>

(香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 病院局の企業職員で、常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下これらを「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 病院局の企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 略</p>
<p>(退職手当)</p> <p>第20条 退職手当は、職員（会計年度任用職員を除く。以下この項において同じ。）が勤続期間6月以上で退職した場合又は勤続期間6月末満で次に掲げる事由により退職した場合に、職員の勤続期間に応じて支給する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、退職手当は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（特に勤務しないことが認められた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して支給する。</p> <p>3～6 略</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第20条 退職手当は、職員が勤続期間6月以上で退職した場合又は勤続期間6月末満で次に掲げる事由により退職した場合に、職員の勤続期間に応じて支給する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2～5 略</p>
<p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第27条 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第27条 第12条から第14条までの規定は、管理職員には適用しない。</p> <p>2 第5条、第6条、第7条第2項、第8条及び第20条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>3 第5条、第6条、第7条第2項、第8条、第10条及び第20条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>
<p>4 第4条、第6条、第8条、第10条、第16条、第18条及び第19条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。</p> <p>5 第17条の規定は、任期が6月末満の会計年度任用職員その他の者で管理者が定めるものには適用しない。</p>	

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定による改正後の香川県職員退職手当条例（以下「新条例」という。）第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、新条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する香川県職員退職手当条例第2条の4及び第4条の11の規定による退職手当の額は、同条例第2条の4から第4条の4まで及び第4条の7から第4条の11までの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する額とする。
- 3 前項の規定の適用を受ける者（引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。）に対する香川県職員退職手当条例第6条第1項の規定の適用については、同項中「12月」とあるのは、「6月」とする。